

各種補助金の変更点について

1. 民間認定こども園・保育所運営補助金について

令和5年度分 支払いスケジュール（予定）

時期	内容
4月中旬	運営補助金請求書（実績払分）送付
4月下旬	収支決算書 様式配布
5月上旬	実績報告書 様式配布
5月中旬	運営補助金（実績払分）支払い

令和6年度の改正内容

月額単価
増額

(1) 要配慮児対応補助費

【拡充内容】現 行：対象職員一人当たり 月額 203,000円

拡充後：対象職員一人当たり 月額 213,000円

(2) 保育支援者補助費

【拡充内容】現 行：対象職員一人当たり 月額 90,000円

拡充後：対象職員一人当たり 月額 100,000円

令和6年度の改正内容

補助対象者
追加

(3) 保育補助者雇上費

【拡充内容】

補助要件：潜在保育士の再就職として、保育士資格を有する者を保育補助者として、一定期間雇上げ、ブランクの長い保育士が再び現場に復帰できるよう必要な支援を行うこと。

対象職員：現に保育士として就業していない保育士資格を有する者
(補助対象期間は1年のみ)

令和6年度の改正内容

補助項目
追加

(4) スポット支援員補助費

【拡充内容】

補助内容：登園時の繁忙な時間帯やプール活動時など、必要な時間帯にスポット的に保育補助者を配置し、安全な保育体制の強化を行うための加配職員人件費を補助

補助単価：対象職員一人当たり 月額45,000円

対象職種：無資格保育者、保育教諭等

《注意》○保育支援者補助費との兼務は不可

○充当時間及びその時間にかかる経費が区別できる場合は他の加算や補助項目との兼務も可
(専任項目は除く)

2. 一時預かり事業補助金について

一般型一時預かり事業補助金基準額の改定

延べ利用児童数	R5（現行）	R6（改正）
	堺市	
25人未満 *1	8,500×延べ利用児童数	8,900×延べ利用児童数
25人以上50人未満	1,800,000	1,899,000
50人以上300人未満	2,600,000	2,751,000
300人以上900人未満	3,024,000	3,051,000
900人以上1,500人未満	3,240,000	3,267,000
1,500人以上2,100人未満	4,680,000	4,719,000
2,100人以上2,700人未満	6,120,000	6,171,000
2,700人以上3,300人未満	7,560,000	7,623,000
3,300人以上3,900人未満	9,000,000	9,075,000
3,900人以上4,500人未満	10,440,000	10,527,000
基幹型施設加算	1,148,000	1,150,000